

ダスキン 訪販グループ運営本部

ダスキンサーヴ 100

フランチャイズチェーン

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について

作成日 平成30年8月1日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会正会員

株 式 会 社 ダ ス キ ン

フランチャイズ契約のご案内

株式会社ダスキン

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号

訪販グループ運営本部 運営部

電話 06-6821-6095 FAX 06-6821-5352

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、「中小小売商業振興法」（以下「小振法」という）及び「中小小売商業振興法規則」（以下「規則」という）並びに「フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について」（以下「フランチャイズガイドライン」という）に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなくできる限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号 第二秋山ビル

電話番号 (03) 5777-8701

この案内は、平成30年8月1日に作成され、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

ダスキンサーヴ 100 フランチャイズチェーンへの加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～

合掌 このたびは、当社のダスキンサーヴ 100 フランチャイズチェーン（以下「本チェーン」という）に多大な関心をお持ちいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

さて、当社は「喜びのタネをまこう」と、昭和 38 年創業以来「道と経済の合一」を目指し「祈りの経営」を経営理念としてかかげ、全ての事業に共通して、フランチャイズ本部と加盟店は「運命共同体」との認識のもと、「ダスキン」の名のもとにモップ、マットのレンタルを中心とするダストコントロール事業に関するフランチャイズシステムを展開しております。

本チェーンは、ダストコントロール業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、ダスキンイメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、本チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初から本チェーンとは異なる独自の経営手法を重視され、本チェーンのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、本チェーンへの加盟をお勧めできません。

当社の本チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、それぞれの役割を忠実、且つ積極的に果たすことが本チェーンの経営成功の鍵なのです。

本チェーンの経営をされる加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力は加盟店及び加盟者の経営支援が中心となります。この意味で、加盟者及び加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

ダスキンSサーヴ100・ダスキンIサーヴ100 契約書における 契約の当事者について

ダスキンSサーヴ100・ダスキンIサーヴ100契約は、ダストコントロール事業並びに清掃、害虫駆除及び家事の代行業等（以下「本事業」という）のフランチャイズチェーンを主宰統括する株式会社ダスキン（以下「本部」という）と、本部とフランチャイズチェーン契約を締結し、サブフランチャイズチェーンを展開することを許諾されたサブフランチャイザーの支店（以下「支店」という）と、支店が本部から許諾された権限に基づき展開する本事業に関するサブフランチャイズチェーンに加盟を希望する者（以下「ダスキンSサーヴ100」と「ダスキンIサーヴ100」といい、総称して「サーヴ100」という）との間で締結される契約で、本部は本事業の統一性を維持するために支店及びサーヴ100を指導・管理し、支店は本部の指導・管理のもと、サーヴ100との間で本事業に係る商品の取引を行い、本事業を展開し、サーヴ100は同事業を営むものとし、

したがって、ダスキンSサーヴ100・ダスキンIサーヴ100契約に基づく主たる契約当事者は、支店とダスキンSサーヴ100・ダスキンIサーヴ100であり、本部とダスキンサーヴ100とは、直接、商品に関する取引（ただし、本部の別途指定する商品については除く）や金銭に関する債権債務関係にないことを確認します。

ダスキンSサーヴ100・ダスキンIサーヴ100契約を締結する際の本部欄には本部の地域代表機関である地域本部が記名捺印するものとし、ダスキンSサーヴ100・ダスキンIサーヴ100契約に定める本部の権利又は義務の一部について、当該地域統括支部が本部を代表して実施するものとし、

目 次			
項 目	頁数	小振法及び規則	フランチャイズ ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
ダスキンスーヴ 100 フランチャイズチェーンへの加盟を 希望される方へ	2		
ダスキンスーヴ 100・ダスキンスーヴ 100 契約書に おける契約の当事者について	3		
第 I 部 株式会社ダスキンについて			
1. 本部の経営理念 (1) ダスキン経営理念 (2) 企業目的	6		
2. 本部の概要 商号・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事 業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員 数・本部の子会社の名称及び事業内容・所属団体・沿革等	6	規則第 10 条第 2 号 " 第 10 条第 5 号 " 第 10 条第 1 号 " 第 10 条第 3 号	
3. 会社組織図	10		
4. 役員一覧	12	規則第 10 条第 1 号	
5. 直近 3 事業年度の貸借対照表及び損益計算書	12	規則第 10 条第 4 号	
6. 売上・出店状況	14	規則第 10 条第 6 号, 11 条第 6 号イ	
7. 加盟者に関する事項 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始 した加盟者の数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に 係る加盟者の数 ・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に 係る加盟者の数及び更新されなかった契約に係る 加盟者の数	14	規則第 11 条第 6 号ロ " 第 11 条第 6 号ハ " 第 11 条第 6 号ニ	
8. 訴訟件数	14	" 第 10 条第 7 号	
第 II 部 フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称	1		
2. 契約により得られる権利について	1		2-(2)-イ 2-(3)-①

3. 売上・収益予測についての説明	1		
4. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 (1) 加盟金 (2) 保証金	2	法 11 条 1 号, 規則第 11 条 1 号イ～ホ	2-(2)-7-③
5. オープンアカウント、売上金等の入金	2	規則第 10 条 13 号	3-(1)-イ-②
6. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付の斡旋等の与信 利率	2	規則第 10 条 14 号・15 号	2-(2)-7-⑤
7. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又は販売を斡旋する商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 仕入先の推奨制度 ④ 発注方法 ⑤ 売買代金の決済方法 ⑥ 発注取り消し、返品 ⑦ 販売方法	2	法 11 条 2 号, 規則第 11 条 2 号イ、ロ	2-(2)-7-① 3-(1)-7 3-(3)
8. 経営の指導に関する事項	3	法 11 条 3 号, 規則第 11 条 3 号イ～ハ	2-(2)-7-②
9. 使用していただく商標、その他の表示に関する事項	4	法 11 条 4 号, 規則第 11 条 4 号イ、ロ	
10. 契約期間、契約の更新及び契約解約に関する事項 (1) 契約の期間 (2) 更新の条件及び手続き (3) 契約解約の要件 (4) 契約の当然終了 (5) 契約終了後の手続き (6) 契約解約によって生ずる損害賠償金の額又は算定方法 等	5	法 11 条 5 号, 規則第 11 条 5 号イ～ニ	2-(2)-7-⑦, イ 2-(3)-④ 3-(1)-イ-④
11. 定期的にお支払いいただく金銭に関する事項 (1) ロイヤルティ(サーヴチャージ) (2) 車両使用料	6	規則 10 条 12 号, 11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-7-④
12. その他、本部を対象としない支払いについて	7		
13. 営業時間並びに営業日・休業日について	8	” 第 10 条第 8 号	
14. テリトリー権の有無及びその内容について	8	” 第 10 条第 9 号	2-(2)-7-⑧
15. 競業禁止義務の有無及びその内容について	8	” 第 10 条第 10 号	3-(1)-7
16. 守秘義務の有無及びその内容について	8	” 第 10 条第 11 号	
17. 契約の譲渡制限について	9	” 第 10 条第 16 号	
18. 店舗の構造又は内外装について加盟者に課する特別義務	9		
19. 契約に違反をした場合の違約金、課される義務について	9	” 第 10 条第 17 号	
20. 事業活動上の損失に対する補償の有無及びその内容等	9		2-(2)-7-⑥
21. 加盟者に課する特別の義務について	9		
22. お客様との契約に関する事項	11		
23. サーヴ 100 の認可、移行、再認可に関する事項	11		
後記 1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書			

第 I 部 株式会社ダスキンについて

1. 本部の経営理念

(1) 祈りの経営ダスキン経営理念

一日一日と今日こそは
あなたの人生が（わたしの人生が）
新しく生まれ変わるチャンスです
自分に対しては
損と得とあらば損の道をゆくこと
他人に対しては
喜びのタネまきをすること
我も他も（わたしもあなたも）
物心共に豊かになり（物も心も豊かになり）
生きがいのある世の中にすること
ありがとうございました 合掌

(2) 企業目的

ダスキンは『道と経済の合一』をめざします
ダスキンは「人を愛し、人を育てます」
ダスキンは“めい・あい・へるぷ・ゆう？”と呼びかけます
ダスキンは「喜びのタネまき」をいたします

2. 本部の概要

(平成30年3月31日現在)

(1) 商 号：株式会社ダスキン

(2) 代 表 者：代表取締役 山村 輝治

(3) 本店所在地：

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号

電話 06-6387-3411 (代)

URL <http://www.duskin.co.jp/>

(4) 本チェーンの管轄事業本部名称：訪販グループ運営本部 運営部

(5) 本チェーンの管轄事業本部所在地：

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町1番33号

電話 06-6821-6095 FAX 06-6821-5352

URL <http://www.duskin.co.jp/fc/serve/index.html>

(6) 設 立：昭和38年2月4日

(7) 本チェーンの開始時期：平成23年4月（Sサーヴ100・Iサーヴ100組織形態開始）

(8) 資 本 金：113億円

(9) 事 業 内 容：マット、モップ等清掃用具その他動産の賃貸業、建物等の清掃業、
害虫等の防除業、飲食業、その他総合サービス業

(10) 従業員数：1,991名（契約従業員含む、役員・パート従業員除く）

(11) 主要株主：日本製粉株式会社

(12) 主要取引銀行：三井住友銀行・三井住友信託銀行

(13) 所属団体：一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

国際フランチャイズチェーン協会、社団法人日本訪問販売協会

(14) 他にを行っている事業の種類：

ダストコントロール事業	サービスマスター事業	メリーメイド事業
ターミックス事業	トータルグリーン事業	ホームリペア事業
ユニフォームサービス事業	ヘルス&ビューティ事業	レントオール事業
ヘルスレント事業	ライフケア事業	ミスタードーナツ事業
かつアンドかつ事業	ザ・シフォン&スプーン事業	

(15) 沿革

1963年（昭和38年）	
2月	株式会社サニクリーンを設立登記
11月	ダストコントロール商品の初の生産拠点、吹田工場開設
1964年（昭和39年）	
6月	株式会社ダスキんに社名変更
10月	化学ぞうきん「ホームダスキン」全国販売開始
1969年（昭和44年）	
8月	国際フランチャイズ協会（IFA）に、日本初のメンバーとして入会
1971年（昭和46年）	
1月	サービスマスター事業を開始
4月	ミスタードーナツ事業を開始。大阪府箕面市に1号店をオープン
7月	ホームダスキンの廃却布を再生した産業用ウエスのレンタルスタート
1976年（昭和51年）	
11月	株式会社アガとの提携により、化粧品販売開始（現ヘルス&ビューティ事業）
1977年（昭和52年）	
4月	サブコ事業（現ターミックス事業）を開始
8月	ユナイテッドレントオール事業（現レントオール事業）を開始
1978年（昭和53年）	
12月	メンデルロンソン事業（現ユニフォームサービス事業）を開始
1982年（昭和57年）	
7月	医療関連施設のマネジメントサービスを開始（現株式会社ダスキンヘルスケアにて運営）
1989年（平成元年）	
7月	メリーメイド事業を開始
1990年（平成2年）	
9月	本社ビル「ダスキンプピア」が現在地に完成
1993年（平成5年）	
10月	新フランチャイズシステム「ダスキンサーヴ100」活動スタート
1994年（平成6年）	
12月	台湾でのダストコントロール事業を開始
1999年（平成11年）	
2月	かつアンドかつ事業を開始
4月	ケータリング事業（現ドリンクサービス事業）を開始
11月	トータルグリーン事業（現トータルグリーン事業）を開始

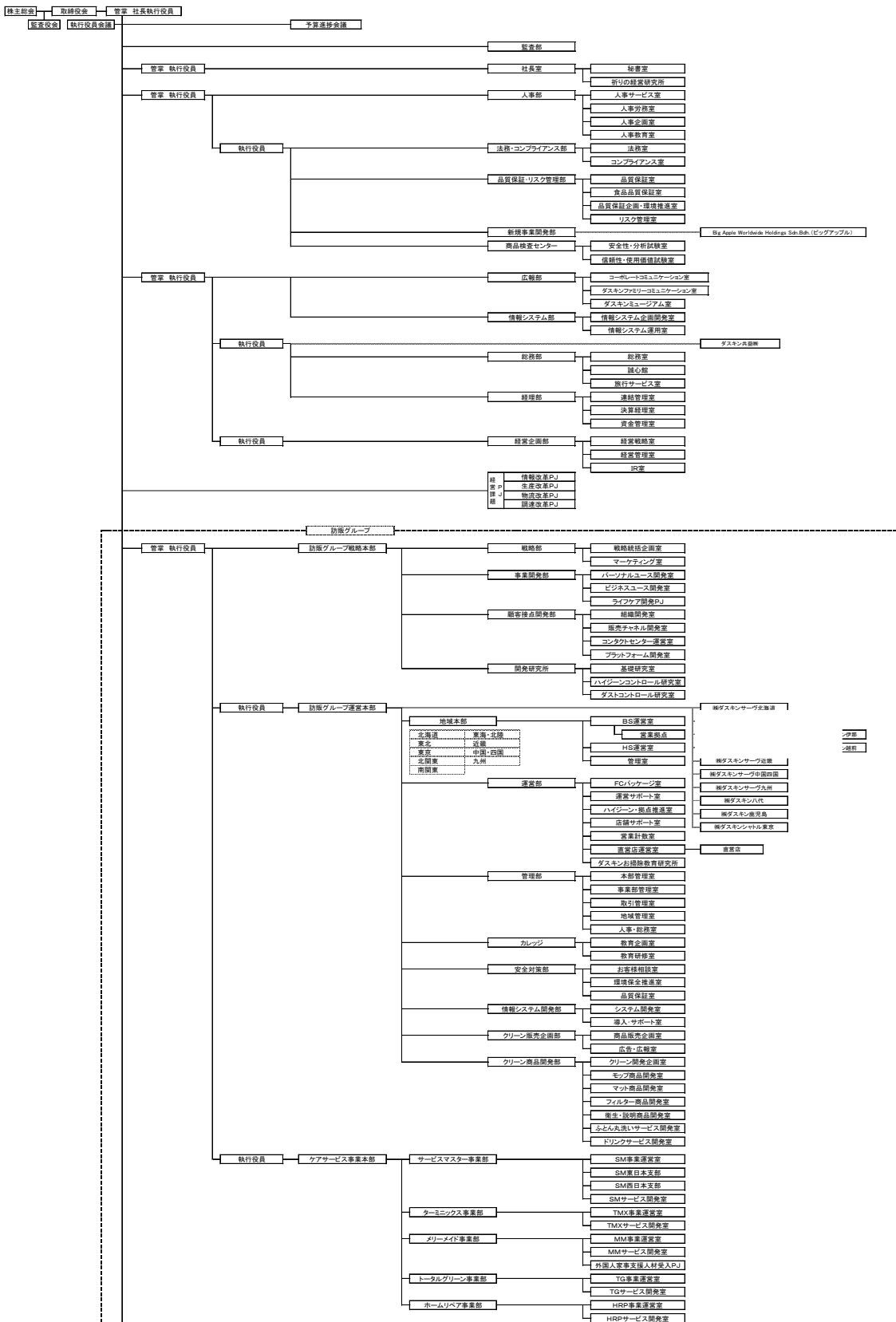
2000年 （平成12年）	
5月	中国（上海）でのミスタードーナツ事業を開始
6月	ホームインステッド事業（現ライフケア事業）を開始
2003年 （平成15年）	
4月	品質保証体制構築のため「品質保証委員会」設置（現品質・環境会議）
4月	コンプライアンス体制構築のため「コンプライアンス推進会議」設置（現コンプライアンス委員会）
2004年 （平成16年）	
9月	三井物産株式会社との包括的な資本・業務提携契約締結
10月	台湾でのミスタードーナツ事業を開始
2006年 （平成18年）	
11月	中国（上海）でのダストコントロール事業を開始
12月	東京証券取引所・大阪証券取引所の各市場第1部に上場 ※東京証券取引所と大阪証券取引所は、2013年（平成25年）7月16日に現物市場を統合
2008年 （平成20年）	
2月	株式会社モスフードサービスと資本・業務提携契約締結
2010年 （平成22年）	
10月	アザレプロダクツ株式会社及び共和化粧品工業株式会社の両社を完全子会社化
2012年 （平成24年）	
3月	韓国でのダストコントロール事業を開始
5月	蜂屋乳業株式会社を完全子会社化
2013年 （平成25年）	
4月	ダスキん共益株式会社とダスキん保険サービス株式会社が合併（存続会社：ダスキん共益株式会社）
4月	エムディフード株式会社設立
11月	ベーカリーファクトリー事業を開始
2014年 （平成26年）	
3月	中外産業株式会社を完全子会社化
11月	ザ・シフォン&スプーン事業、1号店をオープン
2015年 （平成27年）	
5月	インドネシアでのミスタードーナツ1号店がジャカルタ近郊にオープン
10月	パイフェイス事業を開始
10月	ダスキんミュージアムを開設
10月	株式会社ダスキん伊那を設立
12月	株式会社ダスキん八代を設立
12月	株式会社ダスキん鹿児島を設立
2016年 （平成28年）	
1月	エムディフード東北株式会社を設立
4月	ホームリペア事業を開始
6月	株式会社ダスキん越前を設立
2017年 （平成29年）	
2月	Big Apple Worldwide Holdings Sdn. Bhd. を子会社化

(16) 子会社の名称及び事業内容

事業内容	会社名
ダストコントロール商品の賃貸及び販売	(株)ダスキンサーヴ北海道、(株)ダスキンサーヴ東北 (株)ダスキンサーヴ北関東、(株)ダスキンサーヴ東海北陸 (株)ダスキンサーヴ近畿、(株)ダスキンサーヴ中国四国 (株)ダスキンサーヴ九州、楽清(上海)清潔用具租賃有限公司 (株)ダスキン伊那、(株)ダスキン八代、(株)ダスキン鹿児島 (株)ダスキン越前
ダストコントロール商品クリーニング加工及び配送	(株)ダスキンプロダクト北海道、(株)ダスキンプロダクト東北 (株)ダスキンプロダクト東関東、(株)ダスキンプロダクト西関東 (株)ダスキンプロダクト中四国、(株)ダスキンプロダクト九州
ダストコントロール商品クリーニング加工及び配送並びに吸着剤製造	(株)ダスキンプロダクト東海
モップ、化成品製造	(株)和倉ダスキン
マット、化成品及び吸着剤製造	(株)小野ダスキン
ダストコントロール商品の賃貸業務代行	(株)ダキンシャトル東京
投資並びに原材料及び資器材の調達	楽清香港有限公司
病院、介護施設の衛生管理	(株)ダスキンヘルスケア
リース業、保険代理業	ダスキン共益(株)
外食業	エムディフード(株)、エムディフード東北(株) 美仕唐納滋(上海)食品有限公司 Big Apple Worldwide Holdings Sdn. Bhd.
菓子、パン製造業	(株)エバーフレッシュ函館
化粧品製造及び販売	アザレプロダクツ(株)
化粧品販売	共和化粧品工業(株)
氷菓、アイスクリーム類の製造	蜂屋乳業(株)
ユニフォーム製造及び販売	中外産業(株)

3. 会社組織図

(平成30年8月1日現在)



4. 役員一覧

(平成30年8月1日現在)

代表取締役 社長執行役員	山村 輝治
取締役 副社長執行役員	宮島 賢一
取締役 常務執行役員	岡井 和夫
取締役 常務執行役員	檜原 純一
取締役 上席執行役員	住本 和司
取締役 上席執行役員	鈴木 琢
社外取締役	山本 忠司
社外取締役	片田 純子
社外取締役	善積 友弥
常勤監査役	重吉 康人
常勤監査役	吉田 隆司
社外監査役	織田 貴昭
社外監査役	川西 幸子
社外監査役	荒川 恭一郎
上席執行役員	藤井 修治
上席執行役員	内藤 秀幸
執行役員	窪 孝司
執行役員	山城 聖和
執行役員	大久保 裕行
執行役員	和田 哲也
執行役員	竹之内 茂夫

5. 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書

第56期決算

貸借対照表の要旨

(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	56,653	流動負債	42,852
固定資産	126,111	固定負債	13,472
有形固定資産	38,315	負債合計	56,324
無形固定資産	7,570	株主資本	116,595
投資その他の資産	80,225	資本金	11,352
		資本剰余金	1,090
		資本準備金	1,090
		その他資本剰余金	-
		利益剰余金	107,723
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自己株式	△ 3,571
		評価・換算差額等	9,835
		純資産合計	126,440
資産合計	182,765	負債純資産合計	182,765

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

(自平成29年4月1日
至平成30年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	132,537
売上原価	76,883
売上総利益	55,653
販売費及び一般管理費	50,737
営業利益	4,915
営業外収益	2,978
営業外費用	417
経常利益	7,476
特別利益	134
特別損失	1,176
税引前当期純利益	6,434
法人税、住民税及び事業税	2,042
法人税等調整額	△ 310
当期純利益	4,703

第55期決算

貸借対照表の要旨

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	48,617	流動負債	44,900
固定資産	126,753	固定負債	8,476
有形固定資産	40,298	負債合計	53,377
無形固定資産	6,740	株主資本	114,265
投資その他の資産	79,713	資本金	11,352
		資本剰余金	1,090
		資本準備金	1,090
		その他資本剰余金	-
		利益剰余金	105,390
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自己株式	△ 3,568
		評価・換算差額等	7,729
		純資産合計	121,994
資産合計	175,371	負債純資産合計	175,371

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

(自平成28年4月1日
至平成29年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	134,245
売上原価	78,709
売上総利益	55,535
販売費及び一般管理費	51,466
営業利益	4,069
営業外収益	2,898
営業外費用	489
経常利益	6,478
特別利益	698
特別損失	1,949
税引前当期純利益	5,227
法人税、住民税及び事業税	2,306
法人税等調整額	△ 802
当期純利益	3,723

第54期決算

貸借対照表の要旨

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	50,004	流動負債	39,399
固定資産	125,147	固定負債	10,173
有形固定資産	41,415	負債合計	49,573
無形固定資産	7,164	株主資本	117,162
投資その他の資産	76,566	資本金	11,352
		資本剰余金	1,090
		資本準備金	1,090
		その他資本剰余金	-
		利益剰余金	108,562
		(うち利益準備金)	(2,777)
		自己株式	△ 3,843
		評価・換算差額等	8,415
		純資産合計	125,578
資産合計	175,151	負債純資産合計	175,151

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨

(自平成27年4月1日
至平成28年3月31日)

(単位:百万円)

科目	金額
売上高	138,697
売上原価	84,212
売上総利益	54,484
販売費及び一般管理費	50,891
営業利益	3,593
営業外収益	2,879
営業外費用	336
経常利益	6,136
特別利益	564
特別損失	2,776
税引前当期純利益	3,924
法人税、住民税及び事業税	971
法人税等調整額	1,121
当期純利益	1,831

6. 売上・出店状況（サブフランチャイザーの加盟者数を含む）

（1）本チェーン売上高推移（単位：百万円）

年 度	サーヴ 100
平成 27 年度	14,736
平成 28 年度	14,288
平成 29 年度	14,036

（2）本チェーン加盟者数推移（各事業年度の末日における加盟者の数）

年 度	サーヴ 100
平成 27 年度	1,034
平成 28 年度	1,001
平成 29 年度	961

7. 加盟者に関する事項（サブフランチャイザーの加盟者数を含む）

- 直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の数

年 度	新規に営業を開始した加盟者の数
平成 27 年度	6
平成 28 年度	15
平成 29 年度	9

- 直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の数

年 度	契約を途中で終了した加盟者の数
平成 27 年度	44
平成 28 年度	49
平成 29 年度	56

- 直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の数及び更新されなかった契約に係る加盟者の数

年 度	更新された加盟者の数	更新されなかった加盟者の数
平成 27 年度	1,134	0
平成 28 年度	1,001	0
平成 29 年度	961	0

8. 訴訟件数

直近 5 事業年度の各年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年 度	加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
平成 25 年度	0	0
平成 26 年度	0	0
平成 27 年度	0	2
平成 28 年度	0	0
平成 29 年度	0	0

※ 6 項及び 7 項につきましては、旧制度におけるサーヴ 100 及びステーション 100 に関する数値を合算し記載しております。